3 特定健康診査等実施計画

特定健康診査等実施計画の構成

1. 法律で定められている範囲

「標準的な健診・保健指導プログラム」にある「保健指導計画」(任意)とは別(法定)

○ 医療保険者は「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条にて、「特定健康 診査等実施計画」を定めるものとされている。

(特定健康診査等実施計画)

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

- 2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ー 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項
- 3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2. 具体的な記載事項

- 計画を策定する趣旨は、規模、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を 考慮し、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するためである。
- 法第19条第2項において、計画に記載すべき事項が大まかに示されているが、 具体的には、上記趣旨に沿って、特定健康診査等基本指針の第四に示す項目 を中心に、整理が必要である。
- なお、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施していくために最低限定めておくべき事項を、明瞭・簡潔に整理することが重要である。よって、膨大な労力や費用を掛けて体裁等が立派な計画書を作成する必要はなく、要点を押さえた簡素な計画で十分と考える。

24

参考:特定健康診查等基本指針

- 各保険者が、特定健康診査等実施計画を作成するにあたり、必要な情報を取りまとめ た指針。
- 実施計画そのものは、②③を参考に作成し、①は③を記述する上で留意すべき点の みに絞って整理

①特定健診・特 定保健指導の実 施方法

②実施計画にて 設定する目標値

③実施計画に記 載すべき事項

第一 背景及び趣旨

- 第二 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項
- ー 特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項
 - 1 特定健康診査の基本的考え方
- 2 特定健康診査の実施に係る留意事項
- 3 事業者等が行う健康診断との関係
- 二 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項
- 1 特定保健指導の基本的考え方
- 2 特定保健指導の実施に係る留意事項
- 3 事業者等が行う保健指導との関係
- 三 特定健康診査等の実施における個人情報の保護
- 第三 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項
 - ー 特定健康診査の実施に係る目標
 - 二 特定保健指導の実施に係る目標
- 三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第四 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項
- ー 達成しようとする目標
- 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項
- 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項
- 四 個人情報の保護に関する事項
- 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
- 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
- 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

必要な範囲で(目標設定や実施方法の検討に)、簡潔に

各保険者の現状調査 (一部はH18年度済)

背景・現状等(各保険者の特徴や分布等)

特定健康診查等

その他、必要に応じ

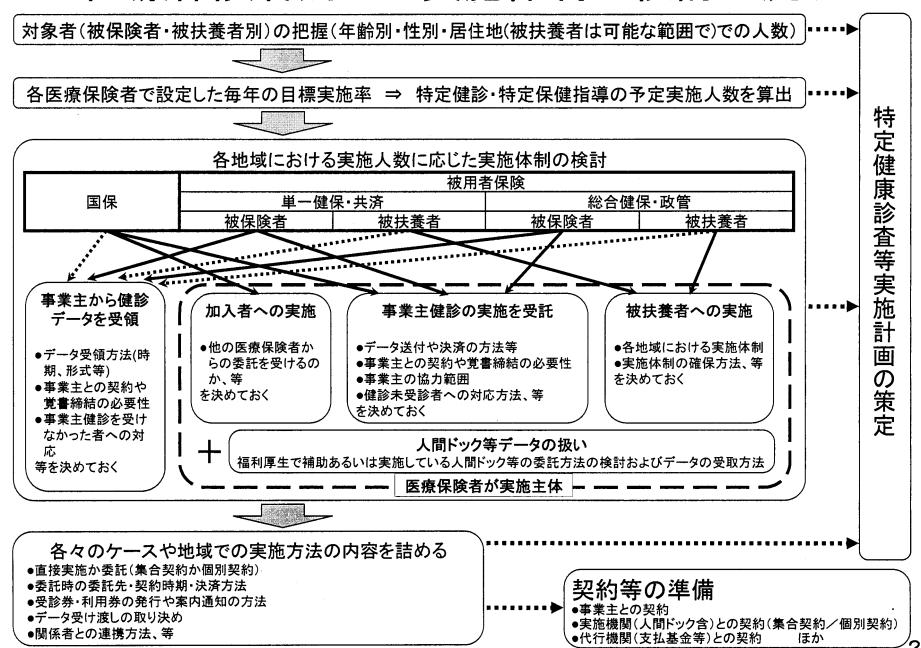
序文(はじめに)

・メタボ概念の導入 ・特定健診とは ・実施の目的 等々

等の実施における基本的な考え方] [寺々
	' '	

法19条	特定健康診査 等基本指針	記載すべき事項	主に定めるべき内容
第2項 第二号	第四の一	▶達成しようとする目標	● 特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及びメタボ リックシンドロームの該当者・予備群の減少率に係る目標
	第四の二	特定健康診査等の対象 者数	◆特定健康診査等の対象者数(事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計
			※健診対象者数は保険者として実施する数の把握になるが、保 健指導対象者数を推計するためには、保険者で実施せず他 からデータを受領する数の把握も必要。
第2項 第一号	' <u>-</u>	▶特定健康診査等の実施 方法	 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用
	第四の三		● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法● 事業主健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法
			◆特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法◆実施に関する毎年度の年間スケジュール、等
第2項 第三号	第四の四	個人情報の保護	● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等にお ける外部委託の有無、等
第3項	第四の五	特定健康診査等実施計 画の公表・周知	広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周 知の方法
			● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法
第2項 第三号	第四の六	特定健康診査等実施計 画の評価及び見直し	● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方
オーク	第四の七	その他、特定健康診査等の	の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項 26

医療保険者別での実施体制の検討の流れ



目標値の参酌標準(特定健康診査等実施計画)

(1)全国目標

項目	H24参酌 標準(案)	H27 目標値	設定に当たっての考え方
①特定健康診査 の実施率	70%	80%	H16国民生活基礎調査によれば、過去1年間に何らかの健診を受けた者は60.4% 5年間で100%を目指すべきという考え方もありうるが、どうしても健診を受けられない環境にある者、受診を希望しない者等も考えられることから、80%程度で頭打ちになると仮定
②特定保健指導 の実施率	45%	60%	モデル事業等から保健指導による改善率を 設定し、H27に政策目標の25%の減少率を達 成するために、H24時点及びH27時点で必要 な実施率
③メタボリックシンドロームの該当者 及び予備群の減 少率	10% (H20比)	25% (H20比)	H27時点でH20に比べ25%減少という政策目標から、H24時点の目標値を算出

(2)保険者別の参酌標準(国が示す基準)

- 〇 各保険者は、実施計画における平成24年度の目標値を、国の基本指針が示す参酌標準に即して設定。
- 〇 毎年度の目標値は、各保険者がそれぞれの実情を踏まえて、円滑に平成24年の目標値に至るよう、設定。

項目	全国 目標		参酌標準(案)	設定理由等	
		単一健保	被扶養者比率 が25%未満※	80%	被保険者分については、保	
①特定健康診	刊 計 計 計 計 計 計 計 が 計 が に が に い 実 施 率 に は は は は は は は は は は は は は は は は は は	共済	被扶養者比率 が25%以上※	当該保険者の実際 の被保険者数・被扶 養者数で算出	険者の種別で3区分し(被扶 養者は分けない)、それぞれ	
査の実施率		総合健保 政管(船保) 国保組合		70%	の目標実施率を各保険者における対象者数(推計値)に乗じて(加重平均値を基礎	
		市町村国保		65%	に)算定	
②特定保健指 導の実施率	45%	45%			健診の場合の事業主健診 のような実施率に影響する 明確な要因はない	
③メタボリック シンドロームの 該当者及び予 備群の減少率	10%		10%		保健指導実施率の目標を一律とすることとあわせ、保健 指導の成果である該当者及 び予備群の減少率も一律と するのが合理的	

[※]単一健保・共済の中でも、被保険者・被扶養者の構成が平均的な割合と大きく異なる保険者(被扶養者比率の高い保険者)は、 その比率に即した参酌標準とする。

参考 : 参酌標準と各保険者の目標との関係

(厚生労働大臣)特定健康診査等基本指針

- ◆特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項
- 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標 に関する基本的な事項
- 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

(保険者)特定健康診査等実施計画

- 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項......
- 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具 ・体的な目標
- 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

平成20年から5年サイクルで策定・評価等

参酌標準

- ●健診実施率 80%/70%/65%
- ➡保健指導実施率 45%
- メタボリックシンドロームの該当者・ 予備群者の減少率 10%

※第1期はH24の値を、第2期 (H25~)以降は毎年の値を示す

参酌標準に即し 保険者で設定

			V
目標		H20 H21 H22 H23	H24
	健診実施率		0'
	保健指導実 施率	一※第1期は保険者 の判断で、第2期	Δ'
	メタホーリックシント ロームの該当 者・予備群者 の減少率	以降は参酌標準に即し保険者で設定	

平成25年から

後期高齢者支援金の加算・減算

- 国が「特定健康診査等基本指針」で示す「特定健康 診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基 本的な事項」の達成状況
- 保険者が「特定健康診査等実施計画」で定める「特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標」の達成状況

※参酌標準の達成状況で保険者ごとに加算・減算を判定

参酌標準

- ●健診実施率 80%/70%/65%
- ●保健指導実施率 45%
- ●メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の減少率 10%